

**長崎デスティネーションキャンペーン5連貼ポスター  
制作業務委託に係るプロポーザル（企画提案競技）募集要項**

**1 目的**

この要項は、長崎デスティネーションキャンペーン5連貼ポスター制作業務について、委託業者の選定にあたり実施する企画提案競技に関して、必要な事項を定めるものである。

**2 契約に付する事項**

(1) 委託業務名

長崎デスティネーションキャンペーン5連貼ポスター制作業務

(2) 委託期間

契約締結の日から平成28年8月31日（水）まで

(3) 業務概要

平成28年10月から12月にかけて開催する「長崎デスティネーションキャンペーン」（以下「長崎DC」という。）を全国に広く発信し、多くの方に長崎県にお越しいただくため、長崎DC5連貼ポスターの制作を行う。

(4) 仕様書

長崎DC5連貼ポスター制作業務委託に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は別紙のとおりとする。

なお、仕様書記載の委託業務の詳細については、今後、受託業者と協議のうえ変更する場合がある。

(5) 予算限度額

本業務委託の予算額は、3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）であり、この予算額の範囲内で企画提案を行うこと。

**3 参加資格等**

(1) 参加資格

本業務に関するプロポーザルへ参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 県内企業（県内に本店が登記されている企業、及び個人で県内に店舗等を保有して営業している者をいう。）であること、または県外企業（登記簿上、本社の住所が県外になっている企業をいう。）で、県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること
- ② 1年以上引き続き業として印刷類若しくは広告・宣伝類の業務又はこれに類する業務を営んでいること
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること
- ④ 長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること
- ⑤ 参加申込日及び審査期日以前6ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再

- 生手続開始の申立てがなされていない者であること
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること
  - ⑧ 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
  - ⑨ 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること
  - ⑩ 国税及び地方税を滞納していない者であること

#### (2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 審査会におけるプレゼンテーションを実施しなかったとき
- ⑥ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

### 4 説明会

提案競技参加者に対して下記のとおり説明会を開催する。「説明会参加申込書」（別紙様式1）を郵送又はFAX（ただし、着信を必ず確認すること。）で平成28年3月30日（水）午後5時（必着）までに提出すること。

- (1) 日 時 平成28年3月31日（木）午後2時～
- (2) 場 所 長崎市元船町14-10 橋本商会ビル5階会議室
- (3) その他 先催県における関係資料等については、説明会において配布するものとする。

### 5 質疑

本企画提案競技の実施に関する質疑は、すべて「質問書」（別紙様式2）により行うものとし、メール又はFAX（ただし、着信を必ず確認すること。）での方法で受け付ける。

- (1) 質問書提出期限  
平成28年4月4日（月）午後5時まで（必着）

#### (2) 回 答

質問書への回答は、平成28年4月7日（木）までに企画提案競技参加者全てに、メールにより行う。ただし、各参加者の独自企画に関することについては、当該質問をした者のみに回答する。

### 6 応募の手続き

#### (1) 参加の申込み

「プロポーザル参加申込書」（別紙様式3）を郵送又は持参で平成28年4月11日（月）午後5時（必着）までに提出すること。

期日までに提出のない場合は不参加とみなす。なお、参加申込書提出後に企画提案競技への参加を辞退する場合は、「辞退届」（様式任意）を速やかに提出すること。

#### (2) 提出先

長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局（長崎県観光振興課内）  
住 所：〒850-0035 長崎県長崎市元船町14-10 橋本商会ビル8階

担 当：小柳、中村  
電 話：095-895-2646  
F A X：095-826-5767  
E-mail：nagasaki-dc@pref.nagasaki.lg.jp

## 7 企画提案書の提出等

業務の目的等に留意のうえ、下記の書類を10部作成し、提出期限までに提出すること。  
(A4サイズ(片面印刷)。白黒、カラーは問わない。ただし、ポスターデザイン案については、A3サイズ、カラーに限る。)

### (1) 提出書類

#### ① 表紙(様式任意)

- ・会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。

#### ② 企画提案書(様式任意)

- ・企画提案の提出は1社1案とする。
- ・企画書には、下記の事項を記載すること。
  - ア ポスターのテーマ、デザインコンセプト
  - イ 長崎のイメージをわかりやすく伝え、見る者にインパクトを与えるための工夫
  - ウ 制作スケジュール
  - エ ポスターデザイン案(5種類をそれぞれA3サイズで制作すること。)

#### ③ 見積書(様式任意)

- ・見積書は、経費の内訳(項目、数量、単価、金額、税等)がわかるように記載すること。
- ・見積書のあて名は『長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会会長』とし、参加者の商号又は名称、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

#### ④ 長崎県内に本社、支店等を有することが確認できる書類(様式任意)

#### ⑤ 長崎県税に未納がない証明書(写し可)

#### ⑥ 消費税及び地方消費税に未納がない証明書(写し可)

#### ⑦ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書(決算期変更等で決算の月数が1年に満たない場合は、事業年度2期分の決算書)の写し

#### ⑧ 業務実施体制表(様式任意)

- ・組織体制、受託責任者、予定担当者、当該予定担当者の経歴及び業務実績等を記載したもの

#### ⑨ 企業組織の実績(様式任意)

- ・過去に同種又は類似の事業実績を記載した経歴表

### (2) 提出期限

平成28年4月18日(月)午後5時

### (3) 提出先

「6(2)提出先」に同じ

### (4) 提出方法

持参又は郵送による。

- ・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。)を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時までの間を除く)に提出先に持参すること。

## 8 審査の実施

### (1) 期日

平成28年4月22日（金）午後の予定 ※時間及び場所は別途連絡する。

### (2) プレゼンテーションの実施方法

- ・企画提案競技参加者が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。
- ・審査は、別途定める審査委員会に諮り、最も優れた1社を候補者として選定する。
- ・審査委員会は、企画提案にかかるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの時間は1社あたり説明時間を15分、質疑応答時間を5分の計20分とする。
- ・出席人数は1社3名以内とする。

### (3) 審査基準

#### ① 企画提案内容

- ・業務内容の理解度  
業務の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。
- ・企画力、独創性  
長崎DCのコンセプトを踏まえ、十分に訴求する内容となっているか。

#### ② 業務実施体制

- ・業務全体の実施体制  
長崎DC推進協議会との連携のもと、業務全体を円滑に遂行できる運営体制がとられているか。
- ・業務スケジュール  
適切な業務スケジュールであるか。

#### ③ 過去の実績

- ・過去の同種又は類似業務実績  
委託業務と類似する業務の実績があるかどうか。

#### ④ 見積額

- ・見積額の妥当性  
見積額の積算内容が妥当なものとなっているか。

#### ⑤ 総合評価

- ・総合的な評価  
総合的に判断して、長崎県の魅力をわかりやすく伝え、観光客の増加等につながるものとなっているか。

### (4) 審査結果の通知

審査結果については、審査会の翌日以降に全ての企画提案競技参加者に文書で通知する。

## 9 その他

- ・企画提案に要する経費は、すべて企画提案競技参加者の負担とする。
- ・この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また、提出期限後の追加、差替え及び再提出も認めない。
- ・採用された企画案については、別途協議の上、内容の一部変更を指示することがある。

## 10 担当部局

長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局（長崎県観光振興課内）

住 所：〒850-0035 長崎県長崎市元船町14-10 橋本商会ビル8階

担 当：小柳、中村

電 話：095-895-2646

F A X：095-826-5767

E-mail：nagasaki-dc@pref.nagasaki.lg.jp

### 【プロポーザル実施スケジュール】（再掲）

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ①説明会申込書       | 3月30日（水）午後5時まで（必着） |
| ②説明会開催        | 3月31日（木）午後2時から     |
| ③質問書提出        | 4月 4日（月）午後5時まで（必着） |
| <質問書回答        | 4月 7日（木）まで>        |
| ④参加申込書        | 4月11日（月）午後5時まで（必着） |
| ⑤企画提案書        | 4月18日（月）午後5時まで（必着） |
| ⑥プレゼンテーション・審査 | 4月22日（金）           |

(様式1)

プロポーザル説明会参加申込書

平成 年 月 日

長崎デスティネーションキャンペーン  
推進協議会 会長 中村 法道 様

住所又は所在地  
商号又は名称  
氏名又は代表者名

平成28年3月31日(木)に開催される下記業務プロポーザル説明会に参加したいので、申し込みます。

記

1. 業務名

長崎デスティネーションキャンペーン5連貼ポスター制作業務

2. 参加申込者の連絡先

(1) 担当部署名称

(2) 担当者氏名

(3) 連絡先

- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・メールアドレス

※参加申込書をFAX又はメールで提出した際は、着信確認の電話連絡をお願いします。

(様式2)

## 質問書

○あて先

FAX : 095-826-5767

E-mail : nagasaki-dc@pref.nagasaki.lg.jp

長崎デスティネーション推進協議会事務局 (長崎県観光振興課内)

<担当 : 小柳、中村 行き>

※ 質問票の提出は、Fax 又はメールにてお願いします。

Fax 又はメールで提出した際は、着信確認の電話連絡をお願いします。

※ 質問の受付締切は、平成28年4月4日(月)午後5時まで(必着)

質問項目	
質問内容	

(様式3)

プロポーザル参加申込書

平成 年 月 日

長崎デスティネーションキャンペーン  
推進協議会 会長 中村 法道 様

住所又は所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名

印

下記業務に係るプロポーザル（企画提案競技）への参加を申し込みます。

また、募集要項の「3. 参加資格等－（1）参加資格」に掲げる全ての要件を満たす者であることを誓約いたします。

記

1. 業務名

長崎デスティネーションキャンペーン5連貼ポスター制作業務

2. 参加申込者の連絡先

(1) 担当部署名称

(2) 担当者氏名

(3) 連絡先

- ・電話番号
- ・FAX番号
- ・メールアドレス

## 長崎デスティネーションキャンペーン5連貼ポスター制作業務委託に係る仕様書

### 1 業務名

長崎デスティネーションキャンペーン5連貼ポスター制作業務

### 2 業務目的等

#### (1) 業務目的

平成28年10月から12月にかけて開催する「長崎デスティネーションキャンペーン」(以下「長崎DC」という。)を全国に広く情報発信し、多くの観光客に長崎県にお越しいただくため、長崎DC5連貼ポスターを制作する。

#### (2) ポスター掲出期間、場所

掲出期間：平成28年9月1日(木)～平成28年9月30日(金)

(※一部については、平成28年12月31日(土)まで)

掲出場所：全国のJR6社主要駅、長崎県内宿泊施設・観光施設等

<参考>

- ・長崎DC：地元自治体・観光関係団体等とJRグループが協力して実施する国内最大規模の観光キャンペーン
- ・長崎DC開催期間：平成28年10月1日(土)～12月31日(土)

### 3 委託期間

契約締結の日から平成28年8月31日(水)まで

### 4 業務内容

#### (1) 業務概要

長崎DC5連貼ポスターの制作に関する全ての業務(企画、デザイン、構成、レイアウト、掲載写真の撮影・調達、イラスト等の作成、印刷等の一連の業務)及び設置箇所への発送業務。

#### (2) 基本コンセプト

- ① 旅の目的地として、長崎県へ行ってみたいくなるデザインであること。
- ② 思わず立ち止まって見たいくなるようなインパクトのあるデザインであること。
- ③ 長崎県のPRができるよう季節や風物、伝統、歴史、文化、自然など、観光客誘致に最も効果的なテーマを設定し、それに基づき5種類のポスターを制作すること。  
ただし、5種類のうち少なくとも2種類は、以下のテーマとする。
  - 長崎県全体をイメージできるもの
  - 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び世界文化遺産候補「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」

#### (3) 規格等

- ① サイズ：B1
- ② 種類：5種類
- ③ 用紙の種類：コート紙
- ④ 用紙の厚さ：135kg程度

⑤色 数：フルカラー

⑥作成数量：6,000枚（1,200枚／1種類 × 5種類）

⑦校正：3回以上

⑧その他

- ・長崎DC5連貼ポスターの内容については、企画提案競争での企画を基本とするが、長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下、「協議会」という。）との打合せのうえで、企画の内容に修正・調整を加えて実施する場合がある。
- ・協議会が指定するキャッチコピー、ロゴを用いること。また、JRの公式ロゴマークを使用すること。  
＜キャッチコピー：「旅さきは、ながさき。」＞
- ・写真を使用する場合は、できる限り新しいものを使用すること。なお、県内の主要観光スポット等の写真を掲載する場合は、必要に応じて、協議会及び長崎県観光連盟所有の写真素材を使用することができる。
- ・使用する写真の被写体に人物が含まれる場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ・JR各駅での5連貼りを想定したデザインとすること。ただし、1枚であっても掲載できるデザインとすること（5連貼りでなければ、内容が不明となるようなデザインとしないこと）。
- ・本業務とは別に「長崎デスティネーションキャンペーンガイドブック制作業務」を委託する予定であり、当ガイドブックの表紙に本委託業務によるポスターデザインを使用することがある。

⑨スケジュール：6月上旬初校

6月中旬2校

6月下旬3校

7月上旬校了

8月上旬発送

#### （4）発送

平成28年8月上旬にかけて、全国各地に発送予定（発送スケジュールについては、後日確定）

＜発送先＞ ①北海道地方（1箇所 225枚程度）

②東北地方（3箇所 425枚程度）

③関東地方（5箇所 1,965枚程度）

④信越地方（4箇所 275枚程度）

⑤中部地方（49箇所 245枚程度）

⑥北陸地方（1箇所 105枚程度）

⑦関西地方（2箇所 705枚程度）

⑧中国地方（3箇所 480枚程度）

⑨四国地方（1箇所 200枚程度）

⑩九州地方（4箇所 400枚程度）※九州地方は、沖縄県を除く

⑪残部（975枚程度）は、長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局に納品  
※発送先は、JRグループと調整のうえ、変更する場合がある。その場合は、契約変更対象とする。

#### （5）費用負担

委託料により、委託業務の企画及び実施に要する一切の費用を賄うこと。

## 5. 成果品

○長崎5連貼ポスター 6,000枚(1,200枚/1種類 × 5種類)

○次のデータをDVD-R(RW)等で提出すること。

①Illustratorデータ(アウトライン化前、アウトライン化済みの両方)

②PDFデータ(WEB公開用に容量等を最適化したもの)

③JPEGデータ

## 6. 納期

・4(4)①~⑩(各地方発送分)

平成28年8月16日(火)(発送スケジュールについては、別途指定)

・4(4)⑪(長崎デスティネーションキャンペーン推進協議会納品分)

平成28年7月29日(金)

## 7. その他

(1) 主催者である協議会と十分に連携して業務を実施すること。

(2) 協議会が実施する関係機関との打合せに同席を求めることがある。

(3) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、協議会との協議により決定するものとする。

(4) 成果物に関する全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び使用権は、協議会に帰属するものとする。また、受託者は、協議会が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しない。